

移住支援金の交付申請に関する誓約書

移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

誓約事項

- 1 移住支援金の交付申請日から5年以内に本市での居住が困難となった場合、又は移住支援金の交付申請日から5年以内に就業した企業等に在職することが困難となった場合において、速やかに市長に報告してその指示を受けます。
- 2 移住支援事業に関する報告及び立入調査について、長野県及び岡谷市から求められた場合には、これに応じます。
- 3 地域の自治会組織（行政区）へ加入し、地域とのつながりや地域活動に積極的に関わるよう努めます。
- 4 岡谷市就業・創業移住支援事業補助金交付要綱第9条に基づき、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額を返還します。
 - (1) 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けたことが明らかになった場合
交付を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (2) 創業支援金の交付決定を取り消された場合 交付を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (3) 移住支援金の交付申請日から市外に転出した日又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が3年に満たない場合 交付を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (4) 移住支援金の交付申請日から市外に転出した日又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年以上5年以内である場合 交付を受けた移住支援金の半額に相当する額
- 5 移住支援金の交付申請日から5年を経過する日までの間、申請日から1年ごとに、就業先である企業等に就業証明書の交付を求め、当該就業証明書を岡谷市に提出することについて同意します。

年 月 日

(宛先) 岡谷市長 様

申請者住所

署名

印